

別紙2

要望書作成にあたっての留意事項、作成要領

【地方公共団体対策技術率先導入補助事業】

○対象事業の要件は以下のとおりである。

- ・エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための再生可能エネルギー設備又は省エネルギー設備の導入事業であること。
- ・地球温暖化対策推進法に基づく実行計画に明確に位置付けられている地方公共団体施設への再生可能エネルギー設備・省エネルギー等設備の導入事業であって、下表に掲げる対象施設・設備の導入事業であること。なお、実行計画は、3年以内（平成19年4月以降）に策定又は改定されたもの、あるいは平成22年度中に策定又は改定することが必要である。

(補助対象設備の要件)

対象施設・設備	対象の条件
(1) 再生可能エネルギー設備	
ア. 太陽光発電	定格出力50kW以上（窓等へ設置用のものであって、光透過機能をもち、発電機構を有するものについては、定格出力10kW以上）の太陽電池であって、以下の全ての要件を満たすもの。 (ア) J E T 認証を受けた機器またはそれに準拠すると認められた機器であって、電気的な安全性がシステムとして担保されているもの。 (イ) 風雨に対し建物への影響に対する安全対策が施されているもの。
イ. 太陽熱利用冷暖房システム	太陽熱を利用して冷暖房を行うシステムであるもの。
ウ. 小水力発電	発電以外の用途に供される工作物に設置される定格出力1,000kW以下のもの。
エ. バイオマス熱利用 (燃料利用を含む)	以下の全ての要件を満たすもの。 (ア) ライフサイクル温室効果ガス削減率が50%以上であるもの。 (イ) バイオマス利用率が80%（低位発熱量）以上であること。
オ. その他の再生可能エネルギー設備	アからエに掲げる設備と同等以上の効果を有する設備であって、CO ₂ 削減率10%以上かつCO ₂ 削減費用が1万円以下であるもの。
(2) 省エネルギー等設備	

ア. 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50kW以上であるもの。
イ. 燃料電池	発電出力が1kW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
ウ. その他の省エネルギー設備	以下の全ての要件を満たすもの。 (ア) 庁舎等の建物全体の省エネルギーを図る もの又は新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。 (イ) CO ₂ 削減率が10%以上かつCO ₂ 削減費用が1万円以下であるもの。

備考

1. 「ライフサイクル温室効果ガス削減率」とは、原料の製造・採取から輸送・使用・廃棄等に至るまでのライフサイクル全体での温室効果ガス削減率とする。
2. 「バイオマス利用率」とは、全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合とする。
3. 「CO₂削減率」とは、従来システムによる年間 CO₂ 使用量に対する年間 CO₂ 削減量の割合とする。
4. 「CO₂ 削減費用」とは、補助金額を設備の法定耐用年数を通じた CO₂ の総削減量で除した値とする。
5. 対象施設・設備については、①又は②のどちらか1つを導入すれば補助対象となる。

○要望書の作成にあたっての留意事項は以下のとおりである。

- ・要望書の全ての欄について、記載例を参考にして洩れがないように適切に記載すること。
- ・「事業の目的・内容」欄に、上記要件の区分により、導入施設・設備の種類、規模等を記載するとともに、設備の内容・規格が把握できる資料を添付すること。
 また、上記要件における「ライフサイクル温室効果ガス削減率」、「バイオマス利用率」、「二酸化炭素削減率」及び「二酸化炭素削減費用」について記載する際には、数値の算出根拠となる計算書を添付すること。
- ・「事業の効果」欄において、当該事業による二酸化炭素排出量の削減見込量及び、費用対効果（補助要望額/(CO₂削減量×法定耐用年数)）、地域住民等への普及啓発方法及び波及効果について事前に計算・評価等を行い、その内容（計算書等）を添付すること。
- ・事業費の積算にあたっては、根拠となる見積書や設計書などの金額から適正・正確に積算を行うこととし、要望書提出の際は必ずこれらの根拠資料を揃えて提出すること。